

○湖北環境衛生組合職員の職の設置に関する規則

〔平成19年9月7日〕
規則第3号

改正 平成21年3月26日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北環境衛生組合定数条例（昭和44年3月15日条例第3号）に規定する常勤の職員をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 法令に特別の定めのある者を除くほか、職員の職は、次のとおりとする。

事務局長 次長 課長 所長 課長補佐 係長 主任 主任技師 主幹 技幹 主事 技師
主事補 技師補 事務補

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(湖北環境衛生組合職員の職の設置に関する規則の廃止)

2 湖北環境衛生組合職員の職の設置に関する規則（平成15年規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月26日規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。